

被災後の住まい再建の流れ(半壊以上編)

保険(共済)金・義援金・公的支援金・融資を活用して再建を進める

まず共通して確認

1



罹災証明書
の申請

2



保険金(共済金)
の申請

3



準半壊相当以上
緊急修理制度
の申請

4



義援金の申請



修理ルート



応急修理制度
(修理前に相談を)



応急仮設住宅
原則2年間
(大災害では延長もあり)



注意：応急修理制度を使うと、
応急仮設住宅に入れない場合があります(原則併用不可)



被災者生活再建支援金
最大 200万円

- 基礎支援金
(大規模半壊以上)
- 加算支援金
(中規模半壊以上・補修)



自治体による
追加支援制度の確認

- 半壊への支援拡大
- 再建支援金の上乗せ
- 宅地・擁壁の復旧補助
- 融資利子補助 など



災害復興住宅融資

- 費用が不足する場合に検討
- 住宅金融支援機構
 - 高齢者返済特例(60歳以上)
も選択可



建替・購入ルート



応急仮設住宅
原則2年間
(大災害では延長もあり)



公費解体の申請

※特定非常災害では
半壊以上で利用できることも



被災者生活再建支援金
最大 300万円

- 基礎支援金
- 加算支援金
- 解体世帯は全壊世帯と同額



自治体による
追加支援制度の確認

- 半壊への支援拡大
- 再建支援金の上乗せ
- 宅地・擁壁の復旧補助
- 融資利子補助 など



災害復興住宅融資

- 費用が不足する場合に検討
- 住宅金融支援機構
 - 高齢者返済特例(60歳以上)
も選択可

高齢者返済特例の ポイント!

- 借入申込時60歳以上
- 不動産評価の6割
(目安)まで借入
- 月々の返済は
利息のみ
- 元金は死亡後に
住宅売却等で返済
- 住宅が売れなくても
相続人に請求されない!

※使える支援制度は災害・地域により異なります

制作：弁護士永野海